

H5 材料承認

材料承認

1 材料承認

請負者は、工事で使用する材料については工事の設計図書などで定めた使用に適合しているかを予め発注者の承認を受けた後に使用できる。

2 一括承認の手続きについて

- ① 年間を通じて汎用的に使用される材料については、年度ごとに予め承認を行うことで、工事の都度、請負者が承認を求めることを要しない。
ただし、年間を通じ均一な品質確保が不透明な材料は、その都度承認を得る必要がある。
- ② 一括承認は、発注者（原則として発注機関単位とする。）が工場などから直接必要な書類を提出させ、審査の上承認する。
なお、発注者は、審査の結果を工場などへ通知するとともに、ホームページなどで請負者に周知する必要がある。
- ③ 請負者は、一括承認されている材料を使用する場合は、施工計画書の所定の欄へその旨記入する。
- ④ 一括承認は発注機関毎に行うため、他機関で一括承認されていても、該当する機関でも行う必要がある。（例、佐久建設事務所は一括承認していても、上田建設事務所の工事では一括承認扱いとならない。）

3 個々の材料の承認手続き

- ① 請負者は、一括承認されている以外の材料を使用する場合は、予め発注者の承認を得る。
- ② 承認願いは、書面により行うこととする。
なお、承認願いに添付する規格書、試験結果などは、押印された書式とし、原則として写しであってはならない。

4 材料承認に伴う工場立ち合い

- ① 請負者が承認を求めた材料のうち、工場での製造状況や強度などの確認を必要とする場合は、請負者からの申請に基づいて工場検査などの立ち合いを実施する。
- ② 再生砕石等の材料承認にあっては、「再生砕石等の利用基準」に基づき、1年に最低1回以上は建設事務所等職員が工場に立ち入り、製造過程及び材料試験の検体採取の確認を行うこと。

5 一括承認する材料について（標準）

- (1) 生コンクリート
※一括承認されている場合でも施工計画書に「配合計画書」を添付する。
- (2) 路盤材料
※原則として新材のみ一括承認の対象とする。再生砕石等は、均一した原材料の確保が不透明であることから原則として一括承認の対象としない。
- (3) 間知ブロック（工場承認）

(4) コンクリート二次製品

※発注機関毎に汎用的に使用される材料を定め、一括承認する。

(5) アスファルト合材

22 建政技第 236 号

22 農整第 482 号

22 森政第 275 号

平成 22 年(2010 年)12 月 6 日

発注機関の長 様

建設部建設政策課技術管理室長

農政部農地整備課長

林務部森林政策課長

工事使用材料の承認の取扱いについて（通知）

このことについて、監督員は契約書等において「設計図書等に基づく工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）を行う。」とされており、請負者の申請に基づく施工協議により使用材料の承認を行っているところです。

また、年間を通じて汎用的に使用される工事材料については、年度ごとに一括承認を行うこととし、工事ごとに請負者が承認を求めることを要しないこととしています。昨年度より、発注機関毎の取扱いを統一するよう徹底してきたところですが、引き続き今後も徹底をはかるため下記事項に留意の上実施願います。

記

- 1 年間を通じて均一な品質の確保が不確実な工事材料は、工事ごとに承認が必要となること。従って、建設副産物を原材料とし製造する再生砕石、再生アスファルト合材等は、一括承認の対象としないこと。
- 2 発注者は工場などから直接、必要な書類を提出させ、審査の上承認すること。
また、審査結果は、工場などへ文書により通知するとともに、ホームページなどで請負者に周知すること。
- 3 一括承認は、発注機関単位で行うこと。
- 4 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成 16 年 6 月 9 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）において製造されたものである必要があるので留意すること。
- 5 地方事務所においては、審査や周知方法などについて各課調整のうえ実施すること。